

国・県に対しての要望事項

(所属) 医療会 (徳島県医師会)

(項目) 消費税対策について

(内容)

控除対象外消費税問題解消のため、診療報酬への補てんを維持した上で、個別の医療機関等において診療報酬に上乘せされている仕入れ税額相当額に過不足が生じる場合には、申告により補てんの過不足に対応する新たな税制上の仕組みを平成31年度に創設すること。

(1) 仕組みの概要

診療報酬への補てんを維持した上で、個別の医療機関ごとに診療報酬本体に含まれる消費税補てん担当額(以下、消費税補てん額)と個別の医療機関等が負担した控除対象外仕入れ税額(医薬品・特定保険医療材料を除く)を比較し、申告により補てんの過不足に対応する。

診療報酬の補てんについては、消費税率10%への引き上げ時に医療機関等種類別の補てんのばらつきを丁寧に検証し是正する。その後の診療報酬改定でも必要に応じて検証、是正を行う。

(2) 適用対象

消費税および所得税について実額計算で申告を行っている医療機関等開設者を対象とする。

国・県に対しての要望事項

(所属) 医療会 (徳島県医師会)

(項目) 医療機関の災害対策への支援について

(内容)

今年9月6日の北海道胆振中東部地震では、医療機関に直接被害が無くても広域停電による医療機関の機能低下がありました。また、6月18日の大阪北部地震では、大阪循環器センター病院の屋上の給水タンクからの漏水で水が無くなる等の被害や、他の医療機関でも医療ガスの枯渇等の被害が見られています。

徳島県では、災害拠点病院では、県の災害対策構想により整備が進んでいますが、民間の医療機関には、補助金等を活用した災害対策がありません。災害拠点病院以外の民間病院等が被災した場合、ライフラインが途絶えると病院避難等を余儀なくされ、多数の患者搬送等が必要になると考えられます。また、拠点病院以外の医療機関が機能しなくなると災害時の医療に混乱が生じると思われます。地域の医療機関もその地域を支える大切な医療資源であり、災害後の復興にも欠かせないものと思われます。

そこで、医療機関の災害対策、特に医療用電源の確保と給水施設の耐震化について補助金や基金を活用して支援ができるようお願いいたします。

国・県に対しての要望事項

(所属) 医療会 (徳島県医師会)

(項目) 准看護師・看護師の育成支援について

(内容)

- (1) 関係省庁及び地域行政関係者は准看護師制度を堅持し、その育成を積極的に支援すること。
- (2) 准看護師養成の入学資格を高等学校卒或いはそれ以上とし、准看護師教育の到達目標を設定し、単位制のカリキュラムへの改正を行うこと。
- (3) 看護師養成所への運営費補助金の増額と調整率の撤廃を行うこと。
- (4) 実習施設への実習受諾の働きかけと実習病院支援を実施すること。
- (5) 母性小児看護学実習の指定要件を早急に緩和すること。
- (6) 教員確保のためのシステムを構築し、厚生労働省の主催で各県での看護教員養成講習会を実施すること。